

議案第47号

天理市印鑑条例の一部改正について

天理市印鑑条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年9月3日提出

天理市長 並 河 健

天理市印鑑条例の一部を改正する条例

天理市印鑑条例（昭和45年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第2項第5号中「外国人住民」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民」に、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第8号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第11条第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したとき（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）。

(5) 外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第11条第2項中「又は第5号」を「、第6号又は第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。